

蓮田市資源回収奨励金交付要綱

令和2年9月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源再利用化の促進及びごみの減量化による処理経費の削減並びに市民のごみに対する認識を深めることを目的として、市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し、予算の範囲内で蓮田市資源回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の奨励金の交付に関しては、蓮田市補助金等交付規則（平成12年蓮田市規則第41号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備え、かつ、市に登録した団体とする。

- (1) 資源回収を地域住民自らの手で実施すること。
- (2) 営利を目的としないこと。

(団体の登録・変更・廃止)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、様式第1号の蓮田市資源回収実施団体登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、様式第2号の蓮田市資源回収団体登録証を交付するものとする。

3 前項の規定による登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに様式第3号の蓮田市資源回収実施団体登録変更届を市長に提出しなければならない。

4 登録団体は、登録を廃止する場合は、速やかに様式第4号の蓮田市資源回収実施団体登録廃止届を市長に提出しなければならない。

(回収品目)

第4条 奨励金の交付対象となる資源回収の品目（以下「回収品目」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙類（古新聞・古雑誌・段ボール・牛乳パック等）
- (2) 古繊維類

(3) 金属類（空き缶・金属くず類）

(4) 空きびん

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、登録団体が回収した回収品目の量1キログラムにつき2円を上限とし、予算の範囲内で決定するものとする。この場合において、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請者」という。）は、様式第5号の蓮田市資源回収奨励金交付申請書に、回収業者の発行する伝票の写しを添えて、3月10日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励金を交付すべきと認めたときは、様式第6号の蓮田市資源回収奨励金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた申請者は、様式第7号の蓮田市資源回収奨励金請求書を市長に提出しなければならない。

（交付の時期）

第9条 奨励金の交付は、年1回とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

蓮田市資源回収実施団体登録申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

団 体 名

代表者住所 蓮田市

代表者氏名

電 話 番 号

蓮田市資源回収奨励金交付要綱第3条第1項の規定により、資源回収実施団体として次のとおり登録を申請します。

団体の主な活動内容		
回 収 地 域		
		取扱業者(予定)
回 収 品 目	<input type="checkbox"/> 古紙類	
	<input type="checkbox"/> 古繊維類	
	<input type="checkbox"/> 金属類	
	<input type="checkbox"/> 空きびん	

※回収品目は該当する品目の「」にレ点を記入すること。

様式第2号（第3条関係）

登録第 号

蓮田市資源回収団体登録証

登録団体名

上記の団体は、蓮田市資源回収奨励金交付要綱第2条の規定に基づく登録団体であることを証明する。

年 月 日

蓮田市長

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

蓮田市資源回収実施団体登録変更届

蓮田市長 宛て

団 体 名

代表者住所 蓮田市

代表者氏名

電 話 番 号

下記のとおり申請した内容に変更が生じたので、蓮田市資源回収奨励金交付要綱第3条第3項の規定により、届出ます。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 変更年月日

年 月 日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

蓮田市資源回収実施団体登録廃止届

蓮田市長 宛て

団 体 名

代表者住所 蓮田市

代表者氏名

下記のとおり廃止しましたので、蓮田市資源回収奨励金交付要綱第3条第4項の規定により、届出ます。

記

1 廃止理由

2 廃止年月日

年 月 日

様式第5号（第6条関係）

蓮田市資源回収奨励金交付申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

登録番号	
団体名	
代表者住所	蓮田市
代表者氏名	
電話番号	

下記のとおり資源回収事業を実施しましたので、蓮田市資源回収奨励金交付要綱第6条の規定により奨励金の交付を申請します。

記

1 回収資源の内訳

古紙類	kg
古繊維類	kg
金属類	kg
空きびん類	kg
合計	kg

2 添付書類

回収業者の発行した伝票の写し

様式第7号（第8条関係）

蓮田市資源回収奨励金請求書

年 月 日

蓮田市長 宛て

登録番号

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

印

蓮田市資源回収奨励金交付要綱第8条の規定により下記のとおり奨励金を請求します。

記

請求金額 _____ 円

振込先金融機関	銀行 信用金庫 南彩農協 支店
口座番号	当座・普通 No.
フリガナ	
口座名義	